

民國文獻資料叢編

民國時期
社會調查
資料三編



國家圖書館

選編



國家圖書館 選編

民國時期社會調查資料三編

第十三冊

國家圖書館出版社



民國時期文獻
保護計劃

• 成果 •

(偽)大同學院第一部第九期生農業經濟演習班編

滿洲農村の實態

中部滿洲の一農村に就て(下)

(偽)滿洲帝國大同學院，一九三八年出版

第十三册目錄

滿洲農村の實態： 中部滿洲の一農村に就て(下)	(偽)大同學院第一部第九期生農業經濟演習班編
(偽)滿洲帝國大同學院，一九三八年出版	 一
陝甘青寧綏五省農村問題之分析 雷男，任承憲編	資源委員會農墾組，一九三七年出版
.....	二六七

第四章 土地關係並に慣行

第一節 土地所有並に耕作面積の配分關係

第二節 地 積

第三節 土地所有權の沿革並に確認方法

第四節 土地賣買の慣行

第五節 典其の他の慣習

第六節 地 價

第一節 土地所有並に耕作面積の配分關係

調査屯たる亮明塔、劉家屯は兩屯總戸數僅に八五戸の小屯であり、之等の調査より直ちに中滿地方の特質並にその一般的傾向を考察し得るものとは考へないのであるが、只中滿地方農村の例示として又その實體把握の一つの參考素材たるの意味に於て之を集計したのである。

第一表 土地所有配分關係表

實質的熟地 所有面積高別	實數		百分比	
	戸數	面積	戸數	面積
無所有	二五	1	二八・九%	1%
二畝未滿	二二	一七・三	二四・五	三・一
二畝以上	二二	三四・五	一四・五	六・一
五畝以上	二二	一一・七	二五・二	三七・四
二〇畝以上	四	一一・二	四・七	一九・八
五〇畝以上	一	六九・五	一・一	一二・三
一〇〇畝以上	一	一二〇・〇	一・二	二一・三
合計	八五	五六四・二	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第一表は二屯八五戸の土地所有配分關係表であるが、之は兩屯居住者の農地所有地高別による配分關係を示したものであつて必ずしも屯内熟地の所有配分關係を表はしたものではない。従つて不在地主所有の土地はこの表には表はれて居ないで、本屯の居住者が屯外に所有する土地が茲に含まれてゐる。

先づ第一表に見出される特徴としては二〇响未満の土地所有者がこの屯構成の大多數を占め全戸數八五戸の中實に七九戸を占めてゐる。又二〇响以上の土地所有者は僅かに六戸、六・九%であるに拘らず全體の土地の五三%を所有してゐる。従つてこの屯に於ける土地所有關係が非常に偏頗であり甚だ不均衡な状態である事は直ちに理解し得る。又五响未満の土地所有者は三三戸であつて約四〇%、土地無所有者は全體の約三〇%で二十五戸の多きに達してゐる。土地無所有者は純雇農か或は小作人であるが北滿の農村に比しそのパーセンテージが比較的小であるのは必ずしも中滿一般の傾向を示すものではなくして、當調査屯に偶々農業労働者の數が小であつた爲に外ならない。

第二表は實質的熟地所有面積高別による農家經營様式を見んとするものであるが耕作地面積總計四八八・一八响に比し小作地は合計二八四・七〇响の老大なる割合を占めてゐる。即ちこの屯に於ける耕地の半分以上の土地が小作せられてゐる事が分る。かくの如く全耕地に比し小作地の割合が大なる地位を占むる事は中滿一帯の傾向を示すものはなからうか。

第三表はこの調査に採用したる農家群別に従つて所有面積に着目したる農家分布状況であるが、調査屯に於ては全然富農群が見當らない。貧農から中農になるに従つて、當然に漸次多くの土地所有者が増加してゐるのであるが、一般的傾向を知る爲には更に大量の集計を要する事は論を俟たない。

第二表 實質的所有面積高別經營樣式

第四章 土地關係並二續行

一四三 一四四

經營樣式 熟地 所有面積 高別	地 主	地 主 自 作	自 作	自 作 小	小 作	雇 農	雜 采 者	合 計	實 質 的 熟 地 計	貸 合 付 地 計	自 合 作 地 計	小 合 作 地 計	耕 面 作 積 地 計
無 有	—	—	—	—	11	13	1	25	—	—	—	206.50	206.50
1 响 未 滿	—	—	4	1	—	2	2	9	2.63	—	2.63	1.50	4.13
1 响 以 上	2	1	6	2	—	—	—	11	13.25	3.25	10.00	10.50	20.50
2 响 以 上	1	2	9	1	—	—	—	13	36.43	6.00	30.23	1.50	31.73
5 响 以 上	4	1	4	3	—	—	—	12	81.52	32.40	49.12	27.00	76.12
10 响 以 上	2	1	—	3	—	—	—	6	70.00	33.00	37.00	31.70	31.70
15 响 以 上	—	—	—	1	—	—	—	1	16.00	57.00	16.00	6.00	22.00
20 响 以 上	2	1	1	—	—	—	—	4	85.00	30.00	28.00	—	28.00
30 响 以 上	1	—	—	—	—	—	—	1	30.20	—	—	—	—
40 响 以 上	—	1	—	—	—	—	—	1	40.00	10.00	30.00	—	30.00
50 响 以 上	1	—	—	—	—	—	—	1	69.50	69.00	0.50	—	0.50
70 响 以 上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100 响 以 上	1	—	—	—	—	—	—	1	120.00	120.00	—	—	—
合 計	14	7	24	11	11	15	3	86	594.53	380.65	203.48	234.70	468.18

第三表 實質的熟地所有面積高別と農家群別との關係表

農家別	實質的所有面積		計	無所有	1 晌未満	1 晌以上	2 晌以上	5 晌以上	10 晌以上	15 晌以上	20 晌以上	30 晌以上	40 晌以上	50 晌以上	70 晌以上	100 晌以上
	群番號	面積														
地主群	I	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	II	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	III	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	IV	3	—	—	—	2	* 1	4	2	—	2	1	—	—	—	—
	計	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農民群	V	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	VI	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	VII	18	4	—	—	1	7	2	4	1	2	—	1	—	—	—
	VIII	21	4	—	5	8	5	6	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	53	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雇農群	IX-1	1	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	IX-2	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	IX-3	8	6	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	X	3	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	計	85	25	9	11	13	12	6	1	4	1	1	1	—	—	1

第四章 土地關係並に慣行

一四五—一四六

第二節 地

積

『所有面積或は耕作面積の大きさは農家經濟と深い關聯を持ちその大きさを知れば直にその農家の經濟的な大きさを推測する事も出來、又土地は之を小作或は入典出典すること等に於て重要な社會的經濟的な關係を取り結ぶ基礎となるものではあるが、實際の場合に當つて或る土地の面積を云々する場合には、そこに行はれてゐる種々な慣行の爲やゝもすれば甚だ明確を欠き易いものとなつてゐる。

農民が「自分は何晌持つてゐる。」と答へる場合の一晌と「何晌耕してゐる」と云ふ場合の一晌は多くの場合實際の面積を異にしてゐるのである。又その實際面積を異にする割合は地方により圃場によつて決して一樣ではない。農民自身は勿論土地の重要性と云ふ事を深く認識して居り、實地の圃場に就ては屯内ならば一塊の土地をも誤りなく「之は誰の耕してゐる土地である。」と云ふ様な事迄よく熟知してゐるのであるがその明確な晌數については誰も明確に答へ得ない。之は何もその實際面積を隠してゐるのではなく農民自身にとつても全くその正確なことは分つてゐないのである。之は又精しい測量方法も何も知らぬ彼等に取つては無理もない當然の事であり又結構それで實際生活には不都合を感じてゐない。』以上（產調資料（45）ノ（8）（七三頁）

以上述べられた如く農民の云ふ一晌は地方により圃場により又場合によつて、必ずしも一樣でなく、又之を確一的に統一する事はさし當り何等農民に取つては必要でない。併し乍ら之等不統一極まる地積を彼等の慣習にのみ従つて之を放置する事は、行政上諸種の困つた問題を惹起する。地籍整理により土地の所有關係地積等を明確ならしむる必要性のよつて來る所以であり、地積を正確に把握する事は農村構成狀態を認識する最も重要な據點である。

通常彼等が土地を測量する際には各自所有のロープで墾の長さを測定し之に墾の數を加乘して面積を決定するのである。それ等のロープは大體三六弓の長さがあるが、之は嘗て清朝時代の清丈局で作つた標準棒にて測定されたものである。一响の大きさは七、二〇〇弓として居り、之は墾の總延べの長さを云つて居るのであるが、墾の幅は犁丈によつて立てるのであるから必ずしも一樣ではない。従つて同じ一响の面積に於ても廣い墾と狭い墾の間には或程度の距りがあるのである。

今其の間の事情を屯で實測した結果に基いて少し述べようと思ふが、其の前に標準の墾中に就て云ふと、之は〇、四弓即ち二尺滿尺とされてゐる。「弓」は長さの單位で滿洲尺五尺の事を云ふのであるが、又五尺平方の面積の事も矢張り「弓」と云つてゐる。従つて墾の長さで云ふ一响七、二〇〇弓は、平方弓の意味で云つた場合の「弓」即ち面積單位を示す「弓」に直して見ると、二、八八〇弓となることになる。

一弓の長さを此の屯の大地主の持つてゐる棒によつて測定して見ると、一・五八五米であつた。之が此の地方の標準の長さであると云ふから、此の地方の一响の標準面積は、

$$1. \text{ 响} = 1.5852 \times 2380 = 7235.203 \text{ 平方米}$$

となり、之を日本の地積に換算すると、七段二畝二八・六五歩となる。即ち約七段三畝となる譯である。

之は墾の中が標準の場合即ち〇・四弓（〇・六三四米）の場合であつた。が屯内の數個の圍場に就て墾巾を實測し各圃の平均値を出して、大きい順に並べて見ると次の様になつた。

米
0.648
0.645
0.643
(0.634)
0.626
0.615
0.610
0.610

即ち七つの圃場に就いて實測した壠巾の平均値は、標準（括弧内の數字）より大きいもの三、小さいもの四となり然も最も開きのある場合で僅か五％程度しか標準のものと隔つてゐない。即ち一响（即ち一〇畝）に就て標準と比べ半畝程度の差を示すに過ぎず、大きいのと小さいのと比べても一畝迄の差もない様に思はれるのである。

が併し之は壠巾の方から丈け見たものであるから、若し七、二〇〇弓と云ふ測定の方に違ひでもあれば標準との開きは更に余程擴大するであらう。そして此の「弓」が何處迄正確で何處迄よく普及してゐるかが疑問とされるのであるとして見れば、矢張り一响と云つても此の地方丈けでも或程度の開きが見られると思はれる。此の様な事情を把む爲には多くの測量が必要であらうが、吾々は唯一件のみ測定して見た。それはこの屯で一响地として認められ、小作に出されてゐる圃場であつたが、實測して見ると、壠の總延べの長さが、七、五五〇弓となり標準の七、二〇〇弓より約五％方大であつた。尤も此の壠巾は〇、六二六米で標準の場合より多少狭まかつたから、面積にしては約七、四九〇平方米となり、實際面積は標準より約三―四％方大となるに止つた。即ち此の場合は殆んど標準と合致してゐたのである。此事例を以て勿論一般を推測する譯には行かないが、先づ或程度の差異はあるとしても大差はないと云ふことだけは云へるであらう。

尙ほ當地方では一响は一〇畝となつてゐるが、南滿地方になると之が六畝となつて居り、又响自體の大きさも大分異つて來るのである。

第二節 土地所有權の沿革並に確認方法

調査屯たる劉家屯及び亮明塔は云ふ迄もなく開放蒙地であり、清朝の移民政策に基き、嘉慶初年項荒攬頭より許可を受けて入つた壓倒的移住民により開墾せられたものである。この屯を最初に開墾したのは現在尙當屯の有力者である劉家の先祖であつた。

土地所有權が最初に認められたのは入屯して自己の所屬地を開墾し終つた時に自己の開墾せる土地を蒙古王の所屬官廳たる蒙租局に登録する事によつて大照を下附せられ、茲に始めて土地所有權が確立した。

開墾當初に於ては土地の清丈は殆ど無く、古老の言によれば現在迄約三回の清丈が行はれ最も新しい清丈は光緒六年に行はれたものであり、その際更改せる大照を下附せられたのであるが、この大照が當地方に於ける土地所有權の唯一の根據である。

大照紛失の場合には蒙租局にその旨を申請し自己の所有地の再調査を行つて何等の異議なき時に再び大照の再下附が行はれるのであるが、その手續が甚だ繁鎖なる爲に農民は概ね大照の保管に對しては最大の注意を拂ひ、之を最も安全な場所に保管すべく努力する。

更に大照記載の土地の何割かを他の者に賣却したる際には地券たる大照の更改を蒙租局に申請する事によつて新地券を夫々下附せられるのであるが、その際には古い大照を返還せねばならない。又農民の言によれば土地所有權移轉に際しては必ず之を登記すると云つて居るが、法的觀念の欠けた、而も賣買行爲が有効に成立する爲には必ずしも登